

午後 1 時 3 0 分開会

【事務局（宮内都市計画課長）】　　まだお見えになられていない委員の方がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから第 1 9 6 回東京都都市計画審議会を開催させていただきます。

現在、2 3 名の委員にご出席をいただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

では、お手元に、「第 1 9 6 回東京都都市計画審議会資料一覧」をお配りしておりますので、配付資料のご確認をお願いいたします。

初めに、「議案一覧表」でございます。

次に、薄茶色の冊子で、「議案・資料」。

次に、桃色の表紙の、「議案・資料」別冊「委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」。

次に、クリーム色の表紙の、「議案・資料」別冊「意見書の要旨」。

次に、黄緑色の A 4 縦の冊子で、「環境影響評価書の概要『立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業』」。

最後に、A 4 縦の資料で、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」の本編と概要版。

本日お配りいたしました資料は以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、近藤会長、よろしくお願いいたします。

【近藤議長】　委員の皆様方には、本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、当審議会運営規則第 1 1 条に基づきまして、会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。ご了承をお願いしたいと思えます。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の会議を傍聴する際は、「東京都都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」に規定されております遵守事項を厳守されるよう、お願いいたします。

次に、委員の異動につきましてご報告いたします。お手元に桃色の表紙の「議案・資料」別冊「委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿」の 1 ページをお開き願いたいと思えます。委員の異動報告が記載されております。今回新しく委員になりました 2 名の方をご紹介します。

議席番号２０番、立川市議会議長、佐藤寿宏委員でございますが、本日はご都合により欠席される旨、事前にご連絡いただいております。

議席番号２８番、東京工業大学大学院総合理工学研究科教授、屋井鉄雄委員でございます。

【屋井委員】 屋井でございます。よろしくお願いします。

【近藤議長】 なお、各委員の議席につきましては、当審議会運営規則第４条に基づきまして、２ページに記載しております委員名簿の議席番号のとおりといたしますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本審議会におきましては、限られた時間の中で十分にご審議をいただきたいと存じますので、議事の進行等につきましてご協力を願います。

また、説明幹事様には、簡略、要領よく行うようお願いいたします。

また、委員の皆様方におかれましても、ご質問、ご意見はできる限り簡明にさせていただきますように、ご協力をお願いいたします。

なお、ご発言の際は、議席番号をお示しくさるようお願いいたします。

【近藤議長】 それでは、日程に入ります。初めに日程第１といたしまして、議第７０７３号から第７０７７号までを一括して議題に供したいと思います。

町田幹事の説明をお願いします。

【町田幹事】 日程第１、議第７０７３号から議第７０７７号までは、立川市と昭島市にまたがります立川基地跡地昭島地区におきます区域区分、用途地域、土地区画整理事業の都市計画を変更する案件のため、一括してご説明を申し上げます。

薄茶色表紙の「議案・資料」は７ページからとなります。１０ページの位置図とあわせて、前方のスクリーンの航空写真をご覧いただきたいと存じます。

本地区は、ＪＲ青梅線東中神駅の北側、昭和記念公園に隣接をいたしまして、立川・昭島両市の市域合わせまして約７０．７ヘクタールの区域でございます。

昭和５２年の基地返還後、長年閉鎖管理されて、未利用のままの状況でございました。平成２０年６月に、東京都、立川市及び昭島市は、広域的な機能の導入を図り、にぎわいと活気の創出などを目的といたします土地利用計画を策定いたしました。今回上位計画等で示します、目指すべき市街地像の実現を図るため、区域区分、用途地域の変更及び土地区画整理事業の決定を行うものでございます。

初めに、区域区分の変更でございます。11ページをご覧いただきたいと存じます。今回変更する区域は、昭和45年当時市街化区域だったところを、米軍からの返還合意を受けまして、乱開発を防ぐため、昭和48年に市街化調整区域に変更しております。今回、土地区画整理事業の施行によりまして、計画的な市街地整備の見通しが明らかとなったことから、約70.7ヘクタールを市街化区域へ編入いたします。あわせまして、立川市域における下水道の排水区域を変更いたします。

次に、参考として両市決定の地区計画について説明を申し上げます。35ページをご覧いただきたいと存じます。市街化区域に編入をいたします約70.7ヘクタールについて地区計画を定め、区域を6つに区分し、それぞれの土地利用の方針を定めます。このうち、公的利用地区及び公園等利用地区、並びに業務地区の一部について、地区整備計画を定めます。

恐縮でございます。24ページにお戻りをいただきたいと存じます。この地区計画の決定にあわせまして、約70.7ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。主な変更の内容ですが、変更前は用途地域の指定はございませんでしたが、変更後は、計画図中の①の区域につきましては、第一種低層住居専用地域、建ぺい率を30パーセント、容積率を50パーセントに、計画図中③の区域につきましては、第二種住居地域、建ぺい率を60パーセント、容積率を200パーセントに変更いたします。その他の区域につきましては、計画図記載のとおりでございます。

また、③の区域の一部につきましては、作業場などの用途が可能となるよう、特別用途地区を昭島市において決定いたします。

次に、土地区画整理事業についてでございます。41ページで示しております約56.6ヘクタールにつきまして、都市計画決定をいたします。既に決定されております都市計画道路をはじめとして、総面積の6パーセント以上の公園及び緑地を整備する予定でございます。

続きまして、環境影響評価についてでございます。お手元の緑色表紙の環境影響評価書の概要に挟んでございます、紫色の表紙、A4判でございますが、そちらの「環境影響評価書についての要約」をご覧いただきたいと存じます。2ページより、大気汚染、騒音・振動など9項目につきまして、環境に及ぶ影響評価の結論を記載しております。このうち、生物・生態系につきましては、オオタカの繁殖などが確認されております。

本事業の事業実施に当たりまして、財務省が、希少猛禽類保護のために設置いたしまし

た、学識経験者によります保護方策検討委員会の意見に基づき、動植物の生息環境に配慮するものとしております。その他の項目につきましても、環境保全の措置等により、環境への影響が少ないとの予測結果となっております。以上のことから、本件の都市計画を決定する上で支障がないものと判断いたします。

以上の案件につきまして、平成23年11月30日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第1につきましては、以上でございます。

【近藤議長】 日程第1につきまして、ご質問、ご意見がございましたら伺いたいと思います。

堀江委員。

【堀江委員】 ありがとうございます。17番、堀江でございます。返還後に整備された昭和記念公園は、今や、我が国を代表する緑豊かなすばらしい公園となっております。本件につきましても、今後計画を具体化していく過程におきましては、緑地の量、面積を極力確保していただくとともに、生物多様性にも配慮した、緑の質を向上させていくことによって、この地区一帯の緑地環境としての機能を十分に発揮できるようなまちづくりの展開を、ぜひ期待したいと思っております。

以上です。

【近藤議長】 北川委員。

【北川委員】 19番の北川穰一でございます。立川及び昭島都市計画、区域区分、用途地域及び土地区画整理事業の決定につきまして、地元の昭島市長といたしまして、一言意見を述べさせていただきたいと存じます。

私も、生まれてこの方、当該地域に生まれ育ち、仕事も民間でもやらせていただき、また今現在市長というお役をちょうだいいたしておるわけでございます。もうご案内の方も多かろうかと思いますが、戦時中この地域は、日本軍の施設として活用されておりました。戦後は米軍が進駐いたしまして、立川飛行場として利用されてきた立川基地跡地は、お話にもございましたように、昭和52年に約570ヘクタールが米軍から全面返還をされました。

その利用につきましては、地元利用地区に国営昭和記念公園が、国等利用地区には広域防災基地等が設けられまして、昭島地区の約70ヘクタールは、当分の間、利用を制限する留保地となっております。返還以来、さまざまな開発・整備案が構想されました。ま

た、市民の方、あるいは議会のほうでも特別委員会を設置する中で、種々論議をされてきました。議会としても、市民としても、また市としても、いろんな要請行動もいたしましたけれども、いずれも実現に至らなかったわけですが、平成15年に国の方針が転換されて原則利用となり、5年以内に利用計画を策定することとなりました。国や東京都など関係機関と種々協議を重ねる中で、ようやく平成20年6月に土地利用計画案が関係者間で合意をされました。

返還後三十数年放置されました基地跡地は、樹木がうっそうと生い茂っている状況にあります。多摩川や玉川上水の水と緑に象徴されます本市は、水と緑のまちづくりを将来都市像として掲げておりますが、今の姿はそれとは全く異なるものであります。

また、本地区には米軍の基地であったときのランドリーゲート、ランドリー施設の残骸、煙突など戦後の遺物そのものといった構築物等が残っておりまして、たまにはあそこで放火があつて火災が発生したこともございましたが、私といたしましては、荒れ地と言っても過言ではないこういうところにつきまして、本地区の開発がなされるまでは昭島の戦後が終わらないと感じておるところでございます。

今後東京都で策定されました都市づくりビジョン及び多摩の拠点整備基本計画、昭島市都市計画マスタープランにのっとりまして整備を進めていくこととなります。立川基地跡地昭島地区は、本市の東の玄関口に当たりまして、核都市立川の一翼を担う地域でもありますので、広域的な機能や、業務、商業機能の導入を進め、にぎわいと活気の創出を図っていくこととなっております。にぎわいと活気ある中におきまして、地域のシンボルであります国営昭和記念公園の緑を活用するとともに、公園や緑地、環境保全用地のほか、計画的な緑の確保という観点から、本市で初めて緑化率の最低限度を定めるなど緑の確保に積極的に努め、緑の拠点としての機能に配慮した整備を誘導していきたいと考えております。

また、先ほど説明の中で、土地区画整理事業に係る環境影響評価についてございましたが、オオタカをはじめ希少動植物の生息環境にも配慮した環境保全の措置によりまして、開発と自然とが調和した整備を進めていただきたいと思っております。

最後になりますが、地区計画等の決定の都市計画につきましては、既に本市の都市計画審議会に付議し、同意する旨の答申をいただいておりますが、用途地域等の決定につきましても皆様方のご理解を賜りますようお願いをいたしまして、意見発表とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【近藤議長】 ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、この日程第１、議第７０７３号から７０７７号、内容的には立川都市計画区域区分、昭島都市計画区域区分、立川都市計画用途地域、昭島都市計画用途地域及び昭島都市計画土地区画整理事業の案件につきまして、一括して採決いたしたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】 ありがとうございました。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【近藤議長】 続きまして、日程第２、議第７０７８号及び７０７９号を一括して議題に供したいと思います。

町田幹事、説明をお願いいたします。

【町田幹事】 日程第２、議第７０７８号及び第７０７９号は、用途地域の変更案件でございます。

初めに、議第７０７８号は、日野市における用途地域の変更でございます。薄茶色表紙の「議案・資料」は４９ページからとなります。

５２ページの位置図とあわせまして、前方スクリーンの航空写真をご覧いただきたいと存じます。

本地区は、ＪＲ豊田駅の北東約１．５キロメートルに位置し、国道２０号日野バイパスと浅川に囲まれた約１８．３ヘクタールの区域でございます。

本地域の現況及びこれまでの経緯でございますけれども、本地区を貫く日野３・３・２号東京八王子線は、日野市内を東西に横断し、中央道の国立府中インターチェンジと圏央道の高尾山インターチェンジを結ぶ広域幹線道路の一部でございます。中央道や圏央道へのアクセス機能の強化や甲州街道の混雑緩和などに寄与する重要な路線でございます。

これまでも後背地の環境に配慮しつつ、車利用の利便性を向上させる沿道商業施設や自動車関連施設など沿道にふさわしい用途を誘導するため、道路整備に合わせまして、地区計画などの決定とともに沿道の用途地域の変更を行ってまいりました。

本地区は、都の「都市計画区域マスタープラン」において、土地区画整理事業などで適切に土地利用を誘導し、自然環境を生かした質の高いゆとりある住宅地の形成を図るとさ

れております。

また、「日野市まちづくりマスタープラン」において、都市計画道路沿道は、大規模店舗等の車利用のサービス業務施設を誘導し、後背の住宅地は、用水などの営農に欠かせない環境を保全しつつ、低層住宅を主体とした良好な住環境の形成を目指すとしております。

現在、組合施行の土地区画整理事業によりまして、都市計画道路や区画道路、公園、緑地等の整備が進められており、このたび事業の進捗に合わせまして、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導と後背地の良好な住環境の保全を図るため、日野市による地区計画の決定に合わせ、用途地域を変更するものでございます。

参考として、日野市決定の地区計画について説明を申し上げます。59ページからをご覧くださいと存じます。

地区計画の区域は、土地区画整理事業区域と周辺市街地を含む約22.2ヘクタールでございます。地区特性に応じまして「沿道地区」と「農と用水のある地区」に区分し、それぞれ土地利用の方針を定めております。地区計画の区域のうち、約18.7ヘクタールで地区整備計画を定めます。

地区整備計画では、水路や緑道、区画道路、公園、緑地を地区施設として定めるとともに、建築物等の用途の制限及び敷地面積の最低限度などを定めます。

なお、本地区では、誘導容積型地区計画を適用し、公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度を定めております。

53ページにお戻りを願いたいと存じます。以上の地区計画の決定に合わせまして、約18.3ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

変更の内容でございますが、計画図中①の区域につきまして、変更前は、第一種低層住居専用地域、建ぺい率40パーセント、容積率が80パーセントであったものを、変更後は、用途地域は第一種低層住居専用地域のままでございますが、建ぺい率を50パーセント、容積率を100パーセントに変更いたします。

計画図中②の区域につきまして、変更前は、第一種低層住居専用地域、建ぺい率40パーセント、容積率80パーセントであったものを、変更後は、用途地域を準住居地域、建ぺい率を60パーセント、容積率を200パーセントに変更いたします。

以上の案件を平成23年11月30日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、1名の方から「その他の意見」として1通の意見書が提出されました。

「議案・資料」別冊のクリーム色の表紙「意見書の要旨」をご覧くださいと存じま

す。

1 ページでございます。その他の意見の「都市計画に関する意見」といたしまして、「騒音や日照へ配慮し、現在の環境を子や孫たちへ残せるように、これからも住み続けていく人々の意見を取り入れて都市計画を進めるべきである。自分の駐車場も日照も奪われたのでは絶対に納得いかない」というものでございます。

これに対します都の見解は、「本地区は、土地区画整理事業により道路や公園、緑地等を整備し、地元市の都市計画マスタープラン等の上位計画を踏まえ、広域幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導し、土地の適正かつ有効な活用を図るとともに、後背地については営農環境と調和した緑豊かで良好な市街地の形成を図るため、地元市が定める地区計画の決定に合わせて、用途地域を変更するものである。

地元市は、都市計画法第16条や市の条例に基づき、原案の説明会の開催や原案を縦覧し、意見書の提出を求める機会を設けるなど、これらの対応により地区計画の案を作成し、あわせて用途地域など関係する都市計画の内容も住民等に説明している。

都は、これら地元市の取り組みを踏まえ、都市計画の案を作成し、都市計画法第17条に基づき案を縦覧し、意見書の提出を求める機会を設けるなど、適切に手続を進めている」というものでございます。

続きまして、議第7079号、国立市における用途地域の変更案件でございます。

薄茶色表紙の「議案・資料」につきましては61ページからでございます。

64ページの位置図とあわせまして前方スクリーンの航空写真をご覧いただきたいと存じます。

本地区は、国立市の南部、JR南武線矢川駅の南東約1.0キロメートルに位置し、国道20号日野バイパスに接する約6.2ヘクタールの区域でございます。現在、組合施行の土地区画整理事業を施行中でございます。

本地区は、都の「都市計画区域マスタープラン」において、土地区画整理事業により面的整備を進め、良好な住宅地となるよう整備、誘導を図るとともに、自然との調和や都市農業が生かされた良好な環境の維持・保全に努めることとされております。

また、「国立市都市計画マスタープラン」において、緑豊かな住宅地と崖線の保全に配慮した研究施設とを調和させる地区に位置づけられております。

今回、土地区画整理事業により、区画道路や公園、緑地等を整備し、上位計画の実現を図るとともに、崖線の緑と調和した街並みの形成を図るため、国立市による地区計画の決

定などに合わせ、用途地域を変更するものでございます。

参考として、国立市決定の地区計画について説明を申し上げます。69ページからご覧ください。

地区計画の区域は、土地区画整理事業の区域と周辺市街地を含む約11ヘクタールでございます。地区の特性に応じて4つの地区に区分し、それぞれ土地利用の方針を定めております。このうち「住宅地区A」、「沿道地区」及び「研究施設地区」において地区整備計画を定めます。

地区整備計画では、地区施設として道路、緑道を定めるとともに、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置などを定めます。

次に、国立市決定の都市計画公園の変更について説明を申し上げます。74ページをご覧ください。

当地区には、既に都市計画公園として城山公園が決定されておりますが、今回、土地区画整理事業で整備される公園や緑地などを、崖線の良好な自然環境及び景観を保全するため、この区域に追加いたします。

65ページにお戻りください。以上の地区計画、都市計画公園の決定及び変更に合わせて、約6.2ヘクタールの区域で用途地域を変更いたします。

主な変更の内容でございます。計画図中②の区域について、変更前は、第一種低層住居専用地域、建ぺい率30パーセント、容積率60パーセントであったものを、変更後は、用途地域は第一種低層住居専用地域のままで、建ぺい率を50パーセント、容積率を100パーセントに変更いたします。

計画図中③の区域につきまして、変更前は、第一種低層住居専用地域で、建ぺい率30パーセント、容積率60パーセントでございましたが、変更後は、用途地域を第二種住居地域、建ぺい率を60パーセント、容積率を200パーセントに変更いたします。

以上の案件を平成23年11月30日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第2につきましては、以上でございます。

【近藤議長】 日程第2につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

ないようでございますので、それでは、日程第2、議第7078号、第7079号、日野都市計画用途地域及び国立都市計画用途地域の案件につきまして、一括して採決いたし

たいと思います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】 ありがとうございました。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【近藤議長】 続きまして、日程第３、議第７０８０号を議題に供したいと思います。

町田幹事の説明を求めます。

【町田幹事】 日程第３、議第７０８０号は、豊洲二・三丁目地区地区計画の変更の案件でございます。

薄茶色表紙の「議案・資料」は７５ページからでございます。９３ページの位置図とあわせまして前方スクリーンをご覧いただきたいと存じます。

本地区は、東京臨海部、地下鉄有楽町線及び新交通ゆりかもめの豊洲駅の周辺、面積約５０．５ヘクタールの区域で、平成１４年６月に地区計画を決定して以降、順次開発が進められております。

地区計画の変更内容でございますが、９４ページから計画図を掲載しております。９５ページの計画図２とあわせまして前方スクリーンをご覧いただきたいと存じます。

今回は、地区の南側に位置しております補助３１５号線と晴海通りの２つの幹線道路に接する区域２におきまして、施設計画の具体化に合わせ約５．３ヘクタールの区域を追加し、２－１街区では事務所・店舗、２－２街区では文化・交流施設、２－３街区では消防署及び寮の整備を行うものでございます。

地区整備計画の内容でございます。９７ページの参考図１とあわせまして前方スクリーンをご覧いただきたいと存じます。

主要な公共施設として、広場２号、歩行者通路１号、４号及び歩行者デッキ２号を、開発計画の具体化に合わせて位置づけております。

地区施設につきましては、にぎわい・交流空間などとなる広場８号から１０号まで、また、ゆりかもめ、地下鉄、豊洲公園などをつなぐネットワークとしての歩行者連絡通路を４号から７号まで、新たに位置づけるものでございます。

さらに、区域２と地下鉄を連結する動線として地下連絡通路２号、地区幹線道路３号と補助３１５号線通り沿道の歩行者空間として歩道状空地８号、９号を、さらに豊洲公園な

どとの緑のネットワークとして緑地２号を新たに位置づけるものでございます。

建築物等に関しましては、建築物の用途の制限や容積率の最高限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限などを定めます。

本件につきまして、平成２３年１１月３０日から２週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

日程第３は以上でございます。

【近藤議長】 ご質問、ご意見がございますでしょうか。

ないようでございますので、議決に入りたいと思います。日程第３、議第７０８０号、東京都市計画地区計画の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

【近藤議長】 次の、日程第４、議第７０８１号を議題に供したいと思います。

石川幹事、説明をお願いいたします。

【石川幹事】 日程第４、議第７０８１号、青梅都市計画道路３・４・１号多摩川南岸線を変更する案件について、ご説明いたします。

資料は、薄茶色表紙の「議案・資料」９９ページから１０４ページをご参照ください。

初めに、「議案・資料」１００ページの位置図とあわせて前方スクリーンの航空写真をご覧ください。

本路線は、ＪＲ青梅線の小作駅の西側約１キロメートルに位置する多摩川橋の左岸を起点として、青梅３・４・３０号神代橋線との接続部を終点とする、幅員１６メートル、延長約７．６キロメートルの都市計画道路で、通称、吉野街道と呼ばれております。

本路線は、「多摩の拠点整備基本計画」におきまして、核都市「青梅」の整備エリアとあきる野、奥多摩方面との連絡性を向上させる路線に位置づけられております。

また、「青梅市都市計画マスタープラン」では、機能的な都市活動や安全で快適な都市生活の確保に向けて都市計画道路の整備を進めることとされており、本路線など東西方向の基幹道路の整備を進め、基幹交通ネットワークの形成を目指すこととしております。

本路線の整備状況でございますが、延長約７．６キロメートルのうち整備済みの区間は約２．３キロメートル、事業中の区間は約２．６キロメートルとなっております。今回変更す

る畑中地区も現在事業中でございます。

次に、本路線の変更の概要についてご説明いたします。「議案・資料」１０４ページの参考図をご覧ください。

今回都市計画変更する青梅市畑中一丁目から青梅市畑中二丁目付近の約４４０メートルの区間は、現道用地を含めた曲線半径の大きい線形とすることにより、安全性の向上及び交通機能の円滑化を図るため、一部区域の変更を行うものでございます。

また、一部区域の変更にあわせて、本路線の車線の数２車線と定めます。

最後に、意見書についてご説明いたします。本計画案を平成２３年１１月３０日から２週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

【近藤議長】 日程第４につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

ないようでございますので、採決に入りたいと思います。議第７０８１号、青梅都市計画道路の案件につきまして、採決いたしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【近藤議長】 次に、日程第５、議第７０８２号を議題に供したいと思います。

石川幹事、お願いいたします。

【石川幹事】 日程第５、議第７０８２号、東京都市計画都市高速鉄道第５号線を変更する案件についてご説明いたします。

資料は、薄茶色表紙の「議案・資料」１０５ページから１１２ページをご参照ください。

この案件は都市高速鉄道第５号線、東京メトロ東西線の南砂町駅の２面３線化などの施設改良に伴う一部区域の変更を行うものでございます。

まず、都市高速鉄道第５号線の概要とこれまでの経過について、ご説明いたします。薄茶色表紙「議案・資料」の１１０ページの参考図１をご覧ください。

都市高速鉄道第５号線は、東京メトロ東西線として、中野駅から飯田橋駅、大手町駅、東陽町駅を経由し、西船橋駅までの、区部を東西に貫き、千葉県にまで至る全長約３１．７キロメートルの路線でございます。

J Rや地下鉄など多くの路線と接続して、現在、1日に約130万人が利用しております。また、中野駅ではJ R中央線と、西船橋駅ではJ R総武線及び東葉高速鉄道と相互直通乗り入れを行っており、東京圏の鉄道ネットワークを構成する重要な路線の1つとなっております。

次に、変更内容についてご説明いたします。薄茶色表紙「議案・資料」の108ページに位置図、109ページに計画図、110ページから112ページに参考図1、2、3を示しております。あわせて、前方スクリーンの南砂町駅周辺の航空写真をご覧ください。

東西線は、朝のラッシュ時に中野方面行きの列車で、木場・門前仲町駅間におきまして混雑率が196パーセントに達するなど、都内でも有数の混雑路線でございます。開業以来、周辺人口が増加するにつれて、朝のラッシュ時に列車の遅延が発生することもあり、列車内の高い混雑率やホーム上における混雑が課題となっております。

このうち南砂町駅は、駅周辺の開発が進んだ結果、利用者が増加し、現在では1日に約5万7,000人に利用される駅となっております。ラッシュ時のホーム上での混雑は、乗降時間の増加につながり、列車遅延の要因にもなっております。

このようなことから、南砂町駅の混雑緩和及び混雑に伴う東西線の列車遅延の解消など、輸送サービスを改善するための抜本的対策として、南砂町駅の2面3線化などの施設改良を計画いたしました。

111ページの参考図2をご覧ください。左側には南砂町駅を立体的に示した模式図を、右側には断面図を示しております。ともに、上段が現状、下段が計画になります。緑色の部分が従来からの範囲、赤色の部分が新設する範囲になります。

右側の断面図に示しますように、現在の南砂町駅は、1つのホームに中野方面行き、西船橋方面行きの列車が停車する構造となっております。

今回の改良計画では、現在の中野方面の線路の南側に新しく1つのホームと1つの線路を設置する2面3線化を行うとともに、現在のホームの拡幅を行うことにより、南砂町駅のホーム上の混雑緩和を図ります。

また、参考図2左側の立体図に示しますとおり、現在、駅への出入りは、地下2階のホームから駅の両端にある地下1階の改札へ向かうルートとなっており、改札周辺は狭く混雑をしております。

今回の計画では、これにかえて、十分広いコンコースを地下1階部分の駅の中央に確保し、そこへ新しい改札を設置し、ホームからのルートを増やすとともに広くいたします。

さらに、駅の改札位置の変更に合わせて出入り口を増設し、バランスよく配置いたします。エレベーターは現在、駅の東側のみにしかありませんが、駅の中央及び西側にも設置いたします。これによりまして、中野方の出入り口や駅中央部からもエレベーターを利用してホームへ行くことが可能となり、利便性の向上が図られます。

続きまして、112ページの参考図3をご覧ください。上段及び中段には、改良前の東西線の運転状況を、下段には、2面3線化の改良後の運転状況を模式的に示しております。

上段の図に示しますように、列車が定時で運行している場合は、先行する列車に合わせて後続の列車がそれぞれ運行いたしますが、中段の図に示しますように、朝のラッシュ時の混雑などにより中野方面行きの列車に遅延が発生した場合、南砂町駅での先行列車の利用者の乗降が終わり出発するまで、次の列車は駅の手前で停車して待つこととなり、遅延がさらに増すこととなります。

そこで今回、下段の図に示します2面3線化の改良をすることにより、新しいホームの両側の線路を使い、中野方面行きの列車が交互に発着することが可能となるため、先行列車は南砂町駅で十分な停車時間を確保でき、ダイヤどおりの出発が可能となります。また、後続列車は、先行列車の南砂町駅での利用者の乗降中に駅手前の信号で待つことなく南砂町駅へ進入することができるようになり、先行列車の状況に影響なく南砂町駅に到着することができます。

これによりまして、東西線の遅延を解消し、ダイヤどおりの運行が可能となります。

次に、恐縮ですが、109ページに戻っていただき、計画図をご覧ください。ただいまご説明した駅施設の改良に伴い、ホームや線路の増設などに必要な区域が新たに必要ことから、赤色で示す都市高速鉄道第5号線の南砂町駅付近の約440メートルの区間について、一部区域の変更を行うものでございます。

本事業につきましては、総事業費は約300億円で、東京メトロの全額負担の予定でございます。工期は、来年度より着手し、平成31年度の完成を予定しております。

最後に、意見書についてご説明いたします。本計画案を平成23年11月30日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本計画案に対する関係区長の意見でございますが、昨年12月に江東区長から本案について、「都市高速鉄道第5号線の変更については妥当である」との回答がございました。

以上で説明を終わります。

【近藤議長】 ありがとうございました。

日程第5につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

ないようでございますので、採決いたしたいと思います。議第7082号、東京都市計画都市高速鉄道について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】 ありがとうございました。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【近藤議長】 続きまして、日程第6の議第7083号を議題に供したいと思います。
石川幹事、説明をお願いいたします。

【石川幹事】 日程第6、議第7083号、多摩川右岸秋川流域下水道の変更についてご説明いたします。

この案件は、八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画の5つの都市計画区域にまたがり、多摩川右岸秋川流域下水道の排水区域の追加変更に関する案件でございます。

資料は、薄茶色表紙の「議案・資料」113ページから116ページをご参照ください。
初めに、「議案・資料」115ページの位置図とあわせて、前方スクリーンの航空写真をご覧ください。

青い線で囲まれた区域が現在の多摩川右岸秋川流域下水道の排水区域でございます。今回新たに排水区域の追加を予定している区域は、赤い線で囲まれた、八王子市内の北は浅川、南は京王高尾線、東は国道16号八王子バイパス、西は南浅川におおむね囲まれた、面積約969ヘクタールの区域でございます。

この今回追加する区域は、現在、八王子市公共下水道北野処理区として、八王子市が昭和44年に北野下水処理場の供用を開始し、現在に至っております。

平成21年7月に改定されました「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」では、この北野処理区につきましては、処理場が更新時期を迎えていることもあり、多摩川右岸秋川流域下水道の区域に編入することで、多摩川や東京湾などの公共用水域の水質改善を図るとともに、広域化による下水道事業の効率化を図ることとしております。

この変更により、多摩川右岸秋川流域下水道の排水区域面積は、6,879ヘクタールから7,848ヘクタールになります。

また、都市計画事務の手続の簡素化により、流域下水道の排水区域につきましては、接続する流域関連公共下水道名のみを決定すればよいこととなりましたので、薄茶色表紙の「議案・資料」１１３ページにありますように、排水区域の表示方法を変更するものでございます。

なお、多摩川右岸秋川流域下水道につきましては、昭和５７年に事業に着手しまして、現在、整備を進めているところでございまして、平成２２年度末の整備率はおおむね９８パーセントとなっております。

最後に意見書についてご説明いたします。本計画案を平成２３年１１月３０日から２週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。

【近藤議長】 ご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、第７０８３号、八王子都市計画、昭島都市計画、日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道の本案につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔 賛成者挙手 〕

【近藤議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【近藤議長】 以上をもちまして、本日の審議会における議決案件、議決事項についてはすべて終了いたしました。

引き続きまして、都から報告事項がございますので、日程第７、議第７０８４号を議題に供したいと思います。

町田幹事、お願いいたします。

【町田幹事】 日程第７、議第７０８４号は、「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定に関する報告でございます。

「都市計画公園・緑地の整備方針」につきましては、平成１５年１０月の本審議会からの答申「東京らしいみどりをつくる新戦略」に基づきまして、都市計画公園・緑地の計画的かつ効率的な整備促進と整備効果の早期発現に向けた取り組みの方針を示すものとして、平成１８年３月に東京都と区市町が合同で策定したものでございます。

このたび、これまでの都市計画公園・緑地に関する事業の進捗や社会情勢の変化に対応し、既定計画の充実を図りながら、防災の視点を重視した整備方針として、昨年１２月末

に改定を行い、公表いたしました。

改定の主なポイントを申し上げます。お手元の概要版をお開きいただきまして、中扉の右側上段をご覧くださいと存じます。

今回改定のポイントの1点目でございますが、水と緑のネットワークを形成するとともに、首都東京の防災機能の強化を図ることでございます。

本方針の計画期間は平成23年度から32年度まででございますが、その間に優先的に事業を進める「優先整備区域」を、都と区市町全体で154カ所、433ヘクタール設定いたしました。

特に、避難場所や防災拠点となる公園・緑地につきましては、176ヘクタールでございます。そのうち、区部につきましては108ヘクタール、多摩部は68ヘクタールとなっております。

図中の丸印は優先整備区域の位置と大きさをイメージとしてあらわしております。赤は、広域的な防災拠点でございます大規模救出救助活動拠点が指定されております公園でございます。オレンジ色は、避難場所や地域の防災拠点となる公園・緑地でございます。また、緑色につきましては、自然環境の保全、レクリエーションの場などとして整備する公園・緑地でございます。これらの公園・緑地の位置とリストにつきましては、概要版をさらにお開きいただいた中に、表と図として掲載してございます。

再度、中扉の右側をご覧くださいと存じますが、下段にポイントの2点目を記載してございます。ポイントの2点目は、民間の力を活用し、まちづくりと公園・緑地の整備を両立する新たな仕組みを創設することでございます。これによりまして、地域の防災性の向上や、緑豊かな都市空間の形成など、公園機能の早期発現を図ってまいります。

以上でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

堀江委員。

【堀江委員】 ありがとうございます。17番の堀江です。

ただいまの件、大変期待をしております。今回の改定は、公園・緑地の整備によって、3・11を踏まえた首都東京の防災強化を急ぐという、都区市町合同の強いメッセージになると思っています。

緑が持つさまざまな機能の中でも、今、最も発揮することが求められているのが防災機能と、そして気象の緩和機能です。直撃が予想されている大地震はもちろんのこと、ヒー

トアイランド現象による熱中症、洪水の頻発など、いずれも私たちの生命を左右する問題です。将来世代を含め、東京で生きるすべての人々の命と健康を守るために、あらゆる機会をとらえ、あらゆる手段を駆使して公園・緑地整備を進めていこうとしているんだという、今回の改定の中にある大切なメッセージを積極的に発信することによって、都市計画への理解と協力を促すことにつなげていただきたいですし、また、その成果、そして効果を具体的なビジョンとともに示すことによって、都民はもとより、広く国内外における、東京という都市への信頼につなげていってくださるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

【近藤議長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

これは、報告事項でございまして、議決案件ではございませんので、報告を受けたということで質疑を終了いたしたいと思います。

【近藤議長】 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。ありがとうございます。

なお、議事録には私のほか、只腰委員にもご署名をお願いいたしたいと思います。

本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございます。

午後２時２４分閉会

※本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。